

# 平成27年度 第2回みんなで支える森林づくり県民会議

開催日時：平成28年1月19日（火）13：30～16：00

開催場所：長野県林業センタービル会議室

出席者：【委員】※五十音順、敬称略

麻生知子委員、植木達人委員（座長）、尾崎洋子委員、貴舟豊委員、  
桑井裕至委員、杉山紘子委員、滝澤栄智委員、浜田久美子委員

以上8名出席

【事務局】

塩原豊 林務部長、小田切昇 森林政策課長、市村敏文 信州の木活用課長、  
前島啓伸 森林づくり推進課長、春日嘉広 県産材利用推進室長、  
宮宣敏 鳥獣対策・ジビエ振興室長           ほか林務部職員

## 1 開会

＜森林政策課 小林 健吾 企画係長＞

本日は本年度第2回目の「みんなで支える森林づくり県民会議」の開催に当たり、大変お忙しい中、お足元の悪い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、牛越委員、土屋委員、堀越委員、松岡委員が都合により御欠席でございます。

また、本日の会議の議事録につきましては、県のホームページで公開させていただきますので、ご了承ください。

それでは、開会に当たりまして、塩原林務部長から御挨拶を申し上げます。

## 2 あいさつ

＜塩原 豊 林務部長＞

本日、本年度第2回目の「みんなで支える森林づくり県民会議」を開催しましたところ、植木座長さんをはじめ委員の皆様方には、新年早々、大変お忙しいところ御出席いただきありがとうございます。

日頃から長野県の森林・林業施策の推進につきましては、皆様方から御理解と御協力を賜り、この場をお借りしまして御礼申し上げます。ありがとうございます。

委員の皆様には、「森林づくり県民税」を活用した事業について、効果的な取組を進めていくため、成果の検証などを中心に貴重なご意見をいただいております。重ねて御礼申し上げます。

本日は、平成 27 年度の森林税活用事業のこれまでの進捗状況についてご説明させていただきます。また、各地域の「みんなで支える森林づくり地域会議」の開催状況について、説明させていただき、委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますと考えております。

この度の大北森林組合の補助金不適正受給等の事案につきましては、県民の皆様から信頼される長野県林務部として再生していくため、昨年 10 月 27 日に「林務部コンプライアンス推進行動計画」を策定しました。この計画に基づき、林務部職員一人ひとりが徹底的に再発を防止する取組を進めています。また、7 月 28 日の大北森林組合補助金不正受給等検証委員会の報告書において、調査継続中等としていた事業の調査結果について、コンプライアンス推進・フォローアップ委員会による検証結果がとりまとまったことから、11 月 30 日に公表しました。

今回の補助金の不適正受給については、森林づくり県民税を原資とする事業も含まれており、県民の皆様の信用を大きく失墜させた責任を深く痛感しています。県民の皆様、県民会議の委員の皆様に、改めて心から深くお詫びを申し上げます。本日は、コンプライアンス推進行動計画等のご説明とあわせて、森林税活用事業の進め方についても、その考え方をご説明し、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

お忙しい中、それぞれの立場から、広く御提言・御示唆をいただきますようお願い申し上げます。開会にあたり挨拶とさせていただきます。

### ＜小林企画係長＞

それでは、会議事項に入らせていただきます。

このあとの議事進行については、県民会議設置要綱第 5 の 2 に基づき、座長の植木委員にお願いします。

## 3 会議事項

### ＜植木 達人 座長＞

こんにちは。新年明けての会議です。昨年からのいろいろな問題もあり、年も明けてもいろいろな形で動いていますので、今年は、再出発するという気持ちでお願いしたいと思います。

事業を実施していると順調な執行が重要なことではありますが、ちょっとした油断で、そうしたことが今回の事件を引き起こすようなことになるのかもしれない。

長野県林務部がさまざまな教訓と試練を経て、県民からの信頼や誇りというものが、揺らぐことはあってはいけないと思っています。しかし、どこへいっても試練はあります。組織というものはその試練を乗り越えて初めて、本当の組織に生まれ変わるのだと思っています。長野県林務部は、大変重苦しい雰囲気にあるとは思いますが、新たな出発点として、再出発して、住民のために、長野県の森林・林業のために尽力する、そういう年にしたいと思います。よろしくお願いします。

私たち県民会議としても、この県民からいただいている森林税を活用した事業について、適正であるのか、公平・公正であるのかという視点で検討しなければならないと思っています。

ます。そうした検討が果たして十分できていたのかという反省もあります。そうした観点からの議論を深めていいのではと思っていますし、そうした視点での資料の作り方の工夫が必要かと思っています。

資料について、進捗状況や結果について議論はできると思いますが、果たして公正・公平な事業であるかという視点で書かれているのか、私たちがそうした議論をしているのかという検討をしなければいけないのかな、と思っています。

もう一度、原点に戻って、適正であるのか、公平・公正であるのかという点での議論も深めていきたいと思っています。

## **(1) 平成 27 年森林税活用事業の進捗状況について**

… **資料 1**

説明者：森林政策課 小林企画係長

### **<植木座長>**

みんなで支える里山整備事業の間伐支援や搬出支援について、今年度の目標が達成困難だということについて、事業の見合わせという説明がありましたが、もう少し具体的に説明して下さい。

### **<前島 啓伸 森林づくり推進課長>**

大北森林組合と、佐久、松本地区の森林組合で不適正な補助金申請があり、現在、補助金の申請がない、止まっているという状況です。300～400ha 位の影響があると見ています。

### **<植木座長>**

基本的には、三組合分ということですか。

### **<前島課長>**

直接、仕事が止まっているのは三組合分です。その他の事業体については、大きな遅れはないと見ています。

### **<麻生 知子 委員>**

水源林公有林化支援事業について、森林所有者と価格の面で折り合いがつかなかったという説明でしたが、行政ではその場所を所有することをあきらめたということでしょうか。それとも、引き続きねばり強く、今後も推し進めていく予定なのでしょうか。

### **<森林政策課 今尾 春彦 担当係長>**

本日は担当の係が欠席しており、聞いている話の中では、公有林化以外の方法で公的管理ができないか、具体的な手法は協定締結や条例などがありますが、他の手法で公的管理を進めたいという市町村の意向があると聞いています。

### <植木座長>

事務局から、他の手法で公的管理ができないか、という話がありましたが、昨年度、今年度と続けて、公有林化がうまくいかないということですので、一つこれは考えていった方がいいのではと思っています。

もともと、外資による買収という話があったものではあります。現実的にどうなっているのかということを含め、これは考えどころではないかと思っています。

### <浜田 久美子 委員>

みんなで支える里山整備事業の間伐支援で、北信地方事務所については配分を含めて数字が少ないですし、地域で進める里山集約化事業に至っては実施の数字が何も書かれていないというのはどういうことでしょうか。

### <前島課長>

北信地区は、前年度も間伐支援の実績がありませんでした。公共の搬出間伐に相当シフトしてきています。里山整備事業は切捨間伐に対する支援となっていることから、そういう意味で、切捨間伐に対するニーズが少なくなってきたおり、地域としては生産間伐にシフトしてきている状況です。

### <浜田委員>

北信は良い意味で、里山整備事業の数字が少ないということでしょうか。

### <前島課長>

里山において、手遅れ林分が本当になくなったのかという厳密な分析は必要ですが、地域の森林整備が生産間伐の方向へ移行し、各事業者がそれに対応できていることから、そういう意味では良い方向に向かっていると思います。

### <市村 敏文 信州の木活用課長>

地域で進める里山集約化事業について、北信地域は計画も実績もないというご指摘ですが、この地域の二つの森林組合では集約化に熱心に取り組んでいます。この集約化に使える事業として、国の森林整備地域活動支援交付金という事業があり、この事業の方が有利であるということもあり、森林税を使った事業では実施をしていないということです。

この地域は集約化という点では進んだ地域で、事業の使い方により、このような状況となっています。

### <浜田委員>

みんなで支える里山整備事業の搬出支援で、4,000m<sup>3</sup>の目標に対して配分済みが2,000m<sup>3</sup>となり大きく下回っています。これは、今年度に限ったことなのか、来年度以降も搬出が難しい状況なのか、いかがでしょうか。

### <前島課長>

目標については、間伐支援の 3,000ha の 2割、600ha からの搬出を促進するというところで、初年度はその 3%、2年目は 5%、3年目は 7%という形で、毎年搬出量を増やしていくということで目標数値を設定しました。今年の 4,000m<sup>3</sup> の目標も昨年より 1,000m<sup>3</sup> 増えています。対象となる場所が税事業で間伐を実施したところとなっています。また、県外に出す材は対象としていないことから、組織的に出して市場に出す材は対象としていません。森林所有者が個人的に搬出する、地域で搬出して活用するといった、小規模・小ロットなもの、今まで公共の造林事業で対象とできなかった、隙間を支援するという制度設計になっています。

来年度、搬出材積が増えるということは、なかなかはっきり申し上げることができない状況です。各地域で広がりつつある木の駅プロジェクトのような取組が広がれば、こうした制度の周知・PRによって出材量が増えていくとは思いますが、市場に出すものを対象にしていないとか、税事業の間伐実施地しか対象にしていないという基本的な制度設計が、搬出支援の広がりのリミットとなっています。そういった意味で、制度設計をどうするか、来年度以降どうするのかということを考えていきたいと思っています。

### <浜田委員>

今までの理解が追いついていなかったのですが、ここに載っている搬出材積の数字は、きちんと生産されて市場で利用されているものとは違う、ということですか。

今、木材の利用が進んできていて、材が動いている中で、ここでは補助事業を使っていないけれど、今までよりは間伐材は市場に流れているという理解でよいのでしょうか。林業・木材産業に活気はあるけれど、逆に言うと、市場の方に行っているので、森林税を使うようなところまでは手が回ってこない、という見方もできると思いますが、いかがでしょうか。

### <前島課長>

市場に出されている、間伐で搬出された材は公共の国庫補助事業を活用しています。みんなで支える里山整備事業は小規模な里山の私有林を対象としています。里山で整備が必要な森林が約 4万 5千 ha あり、そのうちの 1万 5千 ha を税事業で整備し、残りを公共造林でできるだけ整備するという考え方に立っています。

事業体として組織的に生産間伐ができるところは、税事業ではなくて公共の造林補助事業を活用し、搬出した材は市場に出していただいているという整理です。公共の造林補助事業により生産間伐を行うエリアはだんだん増えて、出材量も増えてきています。こうした公共で拾えないところ、小規模な個人有林の整備が遅れていることから、こうした場所に税事業を充てて間伐を進めているところです。

### <浜田委員>

理解はできます。ただ、構造的に考えると、材も大きくなっていく、業者とするとそちらに動いていくという流れは当然と思うので、そうなる細かい面積で実施しづらいとこ

ろは、業者とするとなかなか入ってこなくなるということになります。そうすると、そうした場所は、誰が担い手となるのかという問題が浮上すると思います。

全体像から考えていかなければならないと思います。

### <植木座長>

小規模であったり、搬出したいが公共事業に乗らないような部分にこの補助事業は使われるであろう、という説明がこれまでもあったわけですが、それだけで十分なのかどうかということは検討しなければいけない問題かもしれません。来年度に向けて、制度設計の見直しということもあるかもしれません。

### <麻生委員>

この搬出支援について、大きな事業体は国庫補助事業を使った大規模な搬出を行っているということですが、例えば、国庫補助事業で道も開けながら森林組合等が搬出間伐を実施し、その一部、出しても採算が合わない不良木は林地に残されるという現実があります。

搬出支援については、搬出した材に応じて補助されるという仕組みかと思いますが、大規模な搬出が終わった場所で、地域の生産組合や森林所有者などが林地に残されている材を出すことに対して搬出支援を使うことはできるのでしょうか。同じ場所に複数の補助事業を受けることができないということもあるので、こうしたことはできないと考えてよいのでしょうか。

### <前島課長>

そもそも対象となるエリアが違います。公共造林で搬出した場所で、残った残材を地域で出すといったケースは対象とはなりません。

### <杉山 紘子 委員>

搬出支援について、小規模で利用したい搬出間伐を広めるにあたって、里山活用推進リーダー育成事業で地域のリーダーを育てる事業が必要であれば、そのリーダーとなっている方達と地域の方とコミュニケーションを図り、広めていただき、この搬出支援で出てくる材積を増やすことはできないのか、リンクさせることはできないのかと思いましたが、いかがでしょうか。

### <市村課長>

里山活用推進リーダー育成事業については、里山における地域の資源を利用することを進めるリーダーを育成する事業です。実際、里山整備の講習会を行ったり、きのこの原木を生産したり、地域に特化した取組を進めています。

委員ご指摘のとおり、地域にリーダーが育てば、切捨間伐を実施したところを皆で搬出しようという取組も、今後の活動の中で取り入れていくことは可能かと思いますが、そうしたことにも留意していただくよう話をしていきたいと考えています。

### ＜尾崎 洋子 委員＞

予算の使い方について、みんなで支える里山整備事業の間伐支援は12月末現在22%で、最終的に100%には至らないのではという説明がありましたが、実績補助という中で残り3か月でどれほどの予算が使われそうなのでしょうか。

また、平成26年度からの繰越について、今年度残った場合はどのような使い方がされるのでしょうか。

### ＜前島課長＞

まず、繰越について、これは今年度予算に先立って春の申請で優先して使っております。繰越の予算で約430haの間伐を実施しております。これは今年度配分済みの2,600haの他に実施されたものです。

現在、現場が動いており12月に申請を受け付け、2月に最後の受付を行います。最終的には概ね2,200haの実績にはなると考えております。

### ＜尾崎委員＞

冬場でも大丈夫なのでしょうか。

### ＜前島課長＞

22%の進捗については、12月末までに申請を受け付け、実際の交付をしたというところまでの実績です。12月末までに補助金の申請が出てきたところ、今現在仕事をしていて2月までに終わり申請が出される分が、大きく積み上がってくると考えております。

### ＜植木座長＞

今の問題と関連して、補助事業として公平・公正かという議論をする視点からすれば、補助金がどのように交付されるかという流れがこの資料では見えてきません。誰がいつ申請し、どのような審査があって、いつになったら実績補助として補助金が支払われるのか、また、実績補助でなければどのような流れなのかということが分からない。

例えば、2月の第6回の申請についても、この時期でよいのかという議論を、ここでもよいのではないかと思います。基本的な認識としてまだまだ足りない、私たちがそうしたことを学習するためにも、そうした流れを把握することが必要かもしれません。

次年度からの議論として大事なことはないかという意見ですので、また検討いただければと思っています。

## （2）みんなで支える森林づくり地域会議の開催状況について

… 資料2

説明者：森林政策課 小田切課長

### ＜桑井 裕至 委員＞

一番気になるのは大北地域の委員の皆さんからの意見です。出された意見の地域が分か

らないので、補足していただけますか。

### ＜今尾 担当係長＞

大北地域については、補助金不適正受給等についての意見が多い状況でした。

最初に記載してあります「事案の背景」の二つは大北地域から出ているご意見です。その次の「責任明確化、事業の正常化」にあります、責任を明確にして正常化することが大事、といった意見についても大北地域から出されています。森林整備が滞っている事態を受けて出された意見となっています。

### ＜桑井委員＞

事業の確認については、地域会議の中で意見が出ていますか。

会議の中で、委員の方が現地調査として実際に現場に行って確認しているのでしょうか。

### ＜今尾 担当係長＞

この11月に大北地域で地域会議が開催されていますが、不適正事案のあった現場を確認する形で会議が開催されていました。

### ＜植木座長＞

関連しますが、地域会議でどのような議論があったのかということ、毎回楽しみにしています。かつては細かく、地域会議ごとに写真入りで資料も整理していただいております。地域会議の皆さんがどのようなご意見をお持ちなのか、それを踏まえて県民会議に臨んでいました。

資料について、簡略化したものではなくて、地域会議ごとに資料を作成いただければと思います。

## （3）林務部コンプライアンス推進行動計画等について

… 資料3-1～3-7

説明者：森林政策課 小田切課長

### ＜貴舟 豊 委員＞

大北森林組合について、補助金の返還請求を受けている状況ですが、この事案が解決するまで国や県の補助金は受けられない状況なのでしょうか。補助金返還の最中でも事業を実施することは可能でしょうか。

### ＜前島課長＞

大北森林組合に対しては、これまで県からは、3回の補助金返還請求を行っており、2月中旬には残った案件の返還請求を行っていきます。組合ではこの返還の計画を具体的に策定していると聞いています。また、元専務理事の解任や組合長の辞任など責任の所在を明確にすること、また、先日組合に必要措置命令が出されましたが、再発防止策を2月10日までに報告するという命令を発出しています。この組合としての再発防止策をどうする



か、この3点を県として見極めたうえで、補助金を再開することになると考えています。

### <麻生委員>

コンプライアンスについて、今、国、警察機関、病院、日本を代表するような大企業など、どこでも不正が起り得る状況です。人が関わっている以上、どこでも起り得るリスクを抱えている問題で、これが県で起こったのは大変残念です。

ただ、大企業や病院で不正があった場合、その商品や病院を選ばないという選択肢が市民には残されている一方で、国や県で不正が起こった場合に、納税をしないなどの選択肢は残されていない。県民にとって、長野県は避けようのない組織だということを、心の中に入れておいて欲しいと思います。

前回は申し上げましたが、県民一人ひとりに最終的な状況説明をしていただきたい。地域会議の意見の中にも、森林税のPRという点ではありますが、県民に十分届いていないという意見がありました。

県とすると、プレスリリースなどで公表しているということかと思いますが、国への返還に際して加算金があるとか、警察の調査等も入っているので、現在進行形であり、最終的なものが見えてきたということではないのかもしれませんが、最後に全てが確定した段階で、目に見えるお金の問題での損失、目には見えない損失一過去を洗い出す仕事、昔の業務の見直しという仕事に県職員の力を傾注せざるを得なかったという損失、こうしたものについて、市民一人ひとりに届く形で、ダイジェスト版でよいので、各戸に届く形で示して欲しいと思っています。森林税を導入する際にはパンフレットが配布されました。今回は、マイナスの事案にはなりますが、同じように誰でも読めるものを、例えば「広報ながのけん」といったものでもよいので、印刷物で市民に広報して欲しいと考えています。

今回の事案を受けて、体制を変えていくということも説明がありましたが、現場からの声などで感じていることがあります。現実の山にはそぐわない厳しい検査、つまり調査対象箇所が補助金の対象として該当するかどうかということについて、非常に厳しい調査状況にあり、現実的には現場での作業に影響が起きていると感じています。

その一つが除地です。補助金の対象から除くエリアで、10m×10mの100㎡の立木の無い空いている部分は、必ず測量して対象地から除くようにという形になっているそうです。これは、ツルに巻かれた不良カラマツや枝が張っていて主林木に影響を及ぼす広葉樹を伐らずに残す、つまり不良木や広葉樹を除地が生じるがために伐らないという状況を生んでいます。これは森林のために残すというよりも除地を作らないために伐らないという判断が、常に作業員の頭の中にあるということで、間伐の本来の目的と違う視点で作業を行うということが根付いてしまうのでは、と危惧しています。

また、周囲確定のための測量がありますが、以前は境界の杭があればそれを測点としたのですが、今、樹木の幹から1メートル以内を測量するように指導されていると聞きました。木の枝先は幹から何メートルも先にあるにも関わらず、幹から1mの距離で林地を決めることに疑問を持ちました。また、こうした場合、かなりの面積が縮小されます。プロ

フェッショナルな方への作業の対価が、ギリギリ絞り込まれる、削減されるという気がしています。これから、森林で作業する方の労苦に報いた対価が支払われることが難しくなるのではという気がしています。

補助金を申請する側にも、検査を行う側にもそれぞれ作業量が多くなり、また補助金が入るまでにも時間がかかり、事業体の資金繰りも困っているという話も聞きます。

これから体制をどのようにしていくかということについて、県の内部組織に対する厳格化、チェックできる体制をつくるということは重要ですが、外部にも厳しく求められるということは、それはちょっと違うのではないかと思います。

検査について、2名体制でということですが、山主の同意をもらい施業計画にサインをもらった後は、請け負った事業体と県の間で物事が進み、山主が不在ではないか、という気がしています。計画の段階、作業の途中、終わった時点それぞれで事業体が山を案内し山主さんに見てもらおう、協議会などは代表者でもよいと思いますが、山主さんを案内して見てもらおうという工程があれば、仕事をやっていないのに申請をするということには起こらなかったし、外部の目も入ったということになったのではとも思っています。

本来、森林税は山主さんにもう一度山に目を向けて欲しいということが根底にあったと思いますが、現在ではサイン一つで山主さんは不在で、森林整備が進んでいくということに危惧を覚えています。何とかして山主さんを巻き込んでいくということを念頭に、山のあるべき姿を考えて今後の行動を考えていただきたいと思います。

### <小田切 昇 森林政策課長>

先ほどご説明しました、コンプライアンス推進行動計画についてもホームページ等で取組状況などを県民の皆さんにしっかりとご報告させていただきたいと思っています。

森林税を含めた公費の不適正事案ということになることから、その経過、取組状況について、県民の皆様一人ひとりに説明責任を果たしていく必要があると認識しています。麻生委員の方から具体的な提言がございましたが、こうしたことを踏まえ、しっかりと説明責任を果たせるよう取り組んでまいりたいと考えています。

### <前島課長>

100 m<sup>2</sup>以上の除地については申請面積から除かなければいけないというのは、国の規定となっています。今回の大北森林組合等の不適正事案について、除くべき除地を除いていなかった、その除地分について返還請求したという案件が複数あります。

そもそも除地の考え方として、整備対象区域に岩石地や小屋、道など、森林の生育の用に供さない土地があれば抜きますが、森林の生育の用に供している一体性のある土地の中で、たまたま林冠が100 m<sup>2</sup>あった場合に除地とするかどうか、この場では即答できませんが、もしかしたら過剰な対応である可能性もあります。今、各地方事務所から造林事業に関して経験のある職員をピックアップしてワーキンググループを作って、来年度の制度設計に向けて検討していることから、こうした除地の考え方についても整理していきたいと考えています。

また、周囲測量について、1 m以内の測点については植栽に該当し、間伐等についてはそうした規定になっていません。もしかしたら、現場で、ある意味過剰な指導をしているのかもしれませんが。これについても精査させていただきたいと思います。

また、山主さんの関わりについて、ご指摘のとおり、私たちも大変問題と考えています。今回の大北の問題を受け、実際山主さんからもお話を伺いました。未施工の申請について地元への説明をお聞きしたところ、関心がないことから自分の山がどうなっているのか気にしないという寂しい答えをいただきました。山主さんに関心を持ってもらうのは非常に大きな課題だと考えています。

そうは言っても、補助金申請するにあたって、地主さんを山に案内しなければ補助金を出さないというわけにはいきませんが、普及指導の一環として、事業体の指導の中で地主さんへの説明の指導の徹底をしていきたいと考えています。

### <植木座長>

除地と周囲測量の問題は、定義の問題ですので、林務部できちんと明確にしていれば、と思っています。

### <滝澤 栄智 委員>

森林組合の不適正事案は誠に遺憾です。しかし真摯に受け止め、再発防止策について系統全体で誠実に実行し、県民に信頼を得られるよう努めていきたいと考えています。コンプライアンスの強化や内部けん制体制の整備、組合がチェックリストによる点検を行って、県下森林組合が共通認識のもと対応しているところです。

いけなかった点については、罪を認め、責任の所在を明らかにすべきと思いますし、現在、司直に委ねられている部分については、その結果によっては早急に対応すべきことは行っていききたいとも考えています。

必要な森林整備については継続することにより、地域が災害から守られたり、県民の安心な生活にもつながってまいります。適切な実行と調査により、県民や県内の企業に対して、森林税の目的がきちんと達成されたということをお示しすること、結果を残すことが大切だと思っています。

検査の体制については、現在の地方事務所職員も人員が少ない中で対応に苦慮しているのではないかと考えていますし、検査も年6回から5回になる中で、1回の申請面積が増えることも懸念されます。地方事務所の人員体制も考えていただかないと、難しい部分が出てくるのではないかと懸念しています。また、調査についても、10の地方事務所が同じ考えに基づいた調査を行って欲しいと思っています。

### <浜田委員>

現実的に、林務部の皆さんの数の問題があり、これからの調査方法にしても厳しくなる中では、これからかなりの負担が出てくるのではと思っています。県の林務行政だけの問題ではなく、林業全体の問題でもあると思っています。

例えば、二度と不祥事を起こさせないための森林組合の指導監督というものも出ていま

すが、県森連や単体の組合だけでなく、組合という組織全体の意識の向上や牽制が求められるのではないかと考えています。林務行政の皆さんと連動して取り組んでいただいて、常に目を光らせていなければいけない、ということではなく、内部からの意識の高い組織になっていただくということを目指さないと、きりが無いのではないかと考えます。こうなると、周りからの過剰な目がしばらく続くのでは考えていますが、誰かから見張られていて罰せられるからしてはいけないということではなくて、林務に携わっている皆さんは長野県の森林を担っているという誇りというか、自分たちが山を良くしていくという誇りと自信を持ったうえでの行動規範としていただきたいと思います。

外からつつかれないうえに仕事をしているのではなく、長野県の森林を守ることを担っているという、愛、ですね、自分たちの仕事は山のためになるのか、その地域の人たちのためになるのかということを中心にコンプライアンスのベースにして、誇りと愛、ということをお願いしたいと考えています。

#### **(4) 森林税活用事業の進め方について**

… **資料4**

説明者：森林政策課 小田切課長

##### **<浜田委員>**

こうしたものを進めていくにあたって、里山活用推進リーダー育成事業とセットになってくるとは思いますが、今年度のこの事業、主に林業士会が教えるというケースが多いと感じていますが、林業士会の皆さんはもちろんプロフェッショナルで現場も持っておられることから、教えられるということだと思いますが、教えるということは難しいものがあって、できるから教えられるというものでもないと思います。教える方達の更なるスキルアップや、教え方を学んでいただくというような研修会をぜひご検討いただいて、長野県の中で教えあえる、学べる方達が増えるようになるためにも、教える技術の向上は大切になってくるとは思います。教える方達のための研修会をぜひお願いします。

##### **<植木座長>**

もし可能であれば、県民会議や地域会議がけん制体制の強化の一部になればとも思いました。そのための資料のあり方や議論の進め方について考えてみたいと考えています。

それでは、委員の皆様からひととおりご意見をいただきましたので、会議を終了したいと思います。事務局には委員の皆様のご意見を踏まえて、もう一度ご議論いただき、より良い森林税活用事業の推進にあたっていただければと考えています。よろしくお願いたします。

## 4 閉会

### <小林係長>

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。最後に委員の皆様には塩原林務部長からお礼のご挨拶を申し上げます。

### <塩原部長>

長時間にわたり、ご議論いただきありがとうございました。

本日の県民会議は、各地域で開催している地域会議での議論や検討を踏まえた、本年度の事業の執行状況等をはじめとしてご議論いただきました。座長からもお話がありましたが、今一度、森林税を活用している事業が公正で公平であるのか、県民の皆様、法人の皆様から森林税を負担いただき活用する事業として、原点に帰って、行政としても進めていこうと意を強くしたところです。まずは森林所有者の皆様が、これからの森林づくりをさらに力強く進めていただくことも必要だと思っています。

また、林務部コンプライアンス推進行動計画も、法令を遵守するだけでなく、常に県民の皆様から寄せていただく要請も、環境に応じて、常に考えて議論して、点検して、皆様のための事業が、どのようにあるべきかということ、職員一人ひとりが進めていくということに趣旨がありますので、こうした点についてもお話しさせていただきました。

森林税活用事業のこれからの進め方についても、ご議論いただきました。いただいたご意見をしっかりと受け止め、これからの森林づくり県民税が、さらに大事な長野県の森林・林業・木材産業に生かされていくように取り組んでまいりたいと思います。今後ともよろしくご指導いただきたいと思います。

また、第3回を予定させていただきますが、引き続き、ご指導、ご鞭撻いただきますようお願い申し上げます、御礼の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

### <小林係長>

本日ご議論いただきました内容については、後日皆様にご送付させていただきます。内容等ご確認いただきますようお願いいたします。その内容について、長野県公式ホームページに掲載させていただきたいと考えています。よろしくお願いたします。

それでは、以上を持ちまして、本日の会議を終了させていただきたいと思ひます。

本日はありがとうございました。